

健発 0525 第 1 号
令和 4 年 5 月 25 日

各

都道府県知事
市 町 村 長
特 別 区 長

 殿

厚生労働省健康局長
(公 印 省 略)

予防接種法施行令の一部を改正する政令の公布について

予防接種法施行令の一部を改正する政令（令和 4 年政令第 197 号）が本日、別紙のとおり公布されました。改正政令の内容は下記のとおりですので、貴職におかれましてはこれを十分御了知の上、関係機関等に周知をお願いいたします。

第一 改正の概要

12 歳以上 60 歳未満の者であって、新型コロナウイルス感染症に係る予防接種を既に 3 回受けたものについて、当該予防接種を受ける努力義務の対象としないこと。

第二 施行期日

公布の日（令和 4 年 5 月 25 日）